

政策体系	政策No.	6	政策名	共生・協働のまちづくり			施策主管課	市民課		
	施策No.	3	施策名	人権の尊重	重点施策		施策主管課長名	横手 航太郎		
施策関係課名	総務課、企画政策課、市民課、長寿・障害福祉課、児童福祉課、生涯学習課、学校教育課									
1 基本計画期間(平成20年度～平成24年度)における施策の方針 学校、家庭、職場等のあらゆる場と機会を通じ、市民の発達段階に応じた効果的な方法で、国・県・市が一体となって市民や事業者に働きかけることとする。このことにより、市民一人ひとりが個人の違いを認めあい、人権の大切さを認識し、日常生活の様々な場面での実践に結びつけることができるように、人権教育・啓発を推進する。										
2 施策の目的と成果把握										
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)		市民								
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
A	人口	人	見込み値	127,871	128,128	128,383	128,640	128,868	129,098	
			実績値	127,773	127,450	127,662	127,487	127,365		
B	事業所数 ※事業所・企業統計調査結果 H21から経済センサス	事業所	見込み値							
			実績値	-	-	5,242	-			
C			見込み値							
			実績値							
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)		人権が尊重されている ※DV、セクハラは男女共同参画の施策で扱う。児童虐待は子育て支援、高齢者虐待は地域福祉の施策に位置づける。								
◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)										
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
A	人権侵害を受けた市民の割合	%	成り行き値	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	
			目標値	14.0	13.5	13.0	12.5	12.0	11.5	
			実績値	12.0	9.7	7.4	7.0	7.2		
			達成率	114.0%	128.0%	143.0%	144.0%	140.0%		
			結果	◎	◎	◎	◎	◎		
B			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
C			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
D			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
E			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)		⑥ 平成24年度の目標値設定の考え方								
・A…人権侵害を受けた市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査		A 「人権侵害を受けた市民の割合」については、市民意識調査(平成18年度)によると、60代以上の年代が低い傾向にある。人権教育・啓発を行うことで成果向上を目指す。 B C D E								

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)

- ・市全域でのあらゆる差別をなくすために、人権意識の高揚を図る必要がある。
- ・相談できる環境づくりが必要である。
- ・企業における人権擁護の取り組みを促進する必要がある。
- ・国・県等との連携により虐待被害者の救済手段を確保する必要がある。

4 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)

ア)行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ)市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ■国 ・人権教育及び人権啓発に関する計画を策定し、実施する。 ■県・市 ・国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する計画を策定し、実施する。 ・虐待人権侵害被害者に対する相談対応を行い、必要な措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民 ・人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与する。 ※人権教育及び人権啓発の推進に関する法律。

② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- ・児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年4月1日施行されたことに伴い、県は児童要保護の協議会(要保護児童対策協議会)を各自治体に設置させ、霧島市では平成19年4月1日から霧島市要保護児童対策地域協議会を設置した。
- ・平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待の早期発見と地方公共団体の責務を定め更に民間団体等との連携のための体制強化に取り組むこととしている。また、関係法令として「障害者虐待防止法」が平成23年6月に成立し平成24年10月1日から施行される。
- ・平成23年4月1日、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更がなされ、北朝鮮当局による拉致問題等の事項が加えられた。
- ・平成24年4月1日、「霧島市男女共同参画推進条例」を施行した。

③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?

- ・市内に法務局があるため、人権相談に関する市への相談先の問合せはあるものの具体的な意見、要望は少ない。
- ・議会において、「北朝鮮による拉致被害者の早期救出と特定失踪者の真相究明を求める意見書」が採択された。

5 施策の現状

① 平成23年度施策の取組方針

- 同和問題を正しく理解してもらうために、啓発活動を重点的に取り組む。
- 人権被害者が適切な相談が受けられるように、相談窓口の周知を図る。
- 企業における人権擁護を促進するために、各種人権講座の活用を呼びかける。
- 複雑化した相談業務に対応するため、人権擁護委員を対象としたスキルアップ講座を開催する。

② 平成23年度施策の取組方針の達成状況

- 同和問題をテーマに、霧島市じんけんフェスタと教育委員会の人権セミナーきりしまを合同で国分地区で開催した。
- 広報誌等による人権啓発活動及び相談窓口情報の啓発を行った。
- 人権出前講座の広報チラシをハローワークの窓口に置いてもらい企業への啓発を図った。
- 人権擁護委員等を対象にDV被害者職務関係者研修を開催した。
- 「特定失踪者に関する庁内連絡会」を設置し、北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動として各種イベントや12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせて署名・募金活動を実施した。

③ 平成23年度施策の目標値と実績値の比較

- 目標達成 ◎ 105%以上
- 目標をほぼ達成 ○ 95%~105%未満
- 目標を未達成 △ 95%未満

平成23年度成果指標				結果
	目標値	実績値	達成率	
A	12.0	7.2	140.0%	◎
B				
C				
D				
E				

④ 平成23年度施策の成果指標の達成状況及び要因

人権侵害を受けた市民の割合の実績値は、平成22年度に比べ0.2ポイント増加したが、平成23年度目標を達成することができた。
その要因は
・地道な広報啓発活動が少しずつであるが、浸透してきたものと考えられる。

⑤ 基本事業の目標達成度

(平成23年度目標と実績との比較)

	○=すべての目標値を達成	△=一部の目標値を達成	×=すべての目標値を未達成
① 人権尊重社会の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発	△		④
② 人権侵害被害者の救済	○		⑤
③			⑥

6 平成24年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより)

- 外国人の人権問題を正しく理解してもらうために、啓発活動を重点的に取り組む。
- 人権被害者が適切な相談が受けられるように、相談窓口の周知を図る。
- 企業における人権擁護を促進するために、各種人権講座の活用を呼びかける。
- 北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動を行う。

7 平成25年度に向けた施策の課題・方向性

基本事業No.	6-3-1	基本事業名	人権尊重社会の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発	基本事業 主担当課	市民課
---------	-------	-------	------------------------------	--------------	-----

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)

人権教育・啓発施策推進の指針となる「霧島市人権教育・啓発基本計画」に基づき、①人権に関する基本的な知識の習得、②生命の尊さ、大切さなどが実感できるような啓発、③各人の異なる個性を発揮できるような啓発等を推進する。また、人権が尊重される明るい企業づくりを目指し、就職の機会均等などを確保するため、人権意識のさらなる向上を図る。

②対象	市民	③意図	人権について知ることができる。
-----	----	-----	-----------------

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
A	市が主催する人権に関わる教育・学習に参加した市民の数	人	人権まちづくり会議	成り行き値	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
				目標値	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400
				実績値	4,900	6,013	5,072	6,332	9,671	
				達成率	126%	150%	124%	151%	225%	
				結果	◎	◎	◎	◎	◎	
B	人権に関わる教育・学習に参加した市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値		10.5	10.5	10.5	10.5	10.5
				目標値		11.0	12.0	13.0	14.0	15.0
				実績値	10.5	8.6	8.2	7.9	9.7	
				達成率		78%	68%	61%	69%	
				結果		△	△	△	△	
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

平成20年度市民意識調査から調査項目を増やし、再設定する。発達段階を踏まえた効果的な方法で、人権教育・啓発を推進することにより、成果向上を目指す。目標に関しては、5つの講座などの定員から100人/年程度の向上余地があると見て、その分を増加させることとした。

<メモ>
5つの講座等
・学校教育課の講座
・生涯学習課の講座・講演会
・企画政策課の講座
・市民課人権擁護推進Gの講演会
・市民課単人人権啓発センターの講座

4 平成23年度基本事業の取組方針 **5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況**

○①人権に関する基本的な知識の習得、②生命の尊さ、大切さなどが実感できるような啓発、③各人の異なる個性を発揮できるような啓発等を推進するため5つの講座等を引き続き行う。

○企業における人権擁護を促進するために、各種人権講座の活用を呼びかける。

○広報誌等による人権啓発活動を行った。
・人権同和問題啓発強調月間の広報
○「特定失踪者に関する庁内連絡会」を設置し、北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動として各種イベントや12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせて署名・募金活動を実施した。
○同和問題をテーマに、霧島市じんけんフェスタと教育委員会の人権セミナーきりしまを合同で国分地区で開催した。
○人権教育指導者養成講座(8回シリーズ)を開催した。
○出前講座、企業・学校・家庭教育学級・地区公民館での人権教育・啓発活動を行った。
○人権出前講座の広報チラシをハローワークの窓口においてもらい企業への啓発を図った。

6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

A. 市が主催する人権に関わる教育・学習に参加した市民の数は、平成22年度に比べ3,339人増加し、平成23年度目標値は達成した。その要因は、各担当課において積極的な啓発活動を行ったこと、じんけんフェスタを国分地区の霧島市民会館で開催したことや新たに、子ども人権セミナーin高校を行ったことで増加した。
B. 人権に関わる教育・学習に参加した市民の割合は、平成22年度に比べ1.8ポイント増加したが、平成23年度目標を達成することができなかった。その要因は、参加者が固定化の傾向にあり、新たな参加者の掘り起しを行うための啓発が必要であると考える。

7 平成24年度基本事業の取組方針 **8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性**

○①人権に関する基本的な知識の習得、②生命の尊さ、大切さなどが実感できるような啓発、③各人の異なる個性を発揮できるような啓発等を推進するため各担当課が行う講座等を引き続き行う。
○企業における人権擁護を促進するために、各種人権講座の活用を呼びかける。
○県の委託事業のほかに、市独自の「人権の花」運動の展開を行う。

基本事業No.	6-3-2	基本事業名	人権侵害被害者の救済	基本事業 主担当課	市民課
---------	-------	-------	------------	--------------	-----

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する様々な問題について気軽に相談できるよう相談機関やその活動内容等に関する情報提供を行い、周知を図る。 ・複雑多様な人権問題に迅速かつ的確に対応できるよう国・県の関係機関や人権擁護委員等と連携・協働して取り組む。 	
②対 象	人権侵害被害者
③意 図	人権被害が解消される

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)
				A	人権侵害を受けてどこにも誰にも相談しなかった人の割合	%	市民意識調査	成り行き値 33.0	33.0
				目標値 30.0	29.0	28.0	27.0	26.0	25.0
				実績値 30.2	32.8	25.9	28.3	19.0	
				達成率 99%	87%	108%	95%	127%	
				結果 ○	△	◎	○	◎	
B				成り行き値					
				目標値					
				実績値					
				達成率					
				結果					
C				成り行き値					
				目標値					
				実績値					
				達成率					
				結果					
D				成り行き値					
				目標値					
				実績値					
				達成率					
				結果					

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

市民意識調査では、人権侵害を受けて「どこにも誰にも相談しなかった」人の割合は、33.9%となっている。毎年1%ずつの成果を目指し、基本計画の最終年度には、相談しなかった人の割合を比較的水準の高い地域を参考に25%まで引き下げること目標とする。そのためには、相談機関や活動内容の情報提供を行い、成果向上を目指す。

4 平成23年度基本事業の取組方針

○複雑多様な人権問題に迅速かつ的確に対応するために、国・県の関係機関や人権擁護委員等と連携・協働して人権侵害被害者の救済に取り組む。
 ・人権擁護委員による自宅・特設・常設相談を実施し、相談体制の充実を図る。
 ○人権に関する様々な問題について気軽に相談できるようにするために、市報、窓口、街頭、講演会等で相談機関に関する情報提供を行う。
 ○複雑化した相談業務に対応するため、人権擁護委員を対象としたスキルアップ講座を開催する。

5 平成23年度基本事業の取組方針の達成状況

○「特定失踪者に関する庁内連絡会」を設置し、北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動として各種イベントや12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせて署名・募金活動を実施した。
 ○広報誌等による人権啓発活動及び相談窓口情報の啓発を行った。
 ○人権擁護委員等を対象にDV被害者職務関係者研修を開催した。

6 平成23年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

人権侵害を受けてどこにも誰にも相談しなかった人の割合は、22年度に比べ9.3ポイント減少し、目標値を達成することができた。その要因は、相談機関やその活動内容等に関する情報提供を行い、周知を図ったことで、それらを利用する市民の割合が増えたと考えられる。

7 平成24年度基本事業の取組方針

○複雑多様な人権問題に迅速かつ的確に対応するために、国・県の関係機関や人権擁護委員等と連携・協働して人権侵害被害者の救済に取り組む。
 ・人権擁護委員による自宅・特設・常設相談を実施し、相談体制の充実を図る。
 ○人権に関する様々な問題について気軽に相談できるようにするために、市報、窓口、街頭、講演会等で相談機関に関する情報提供を行う。
 ○北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者救済のための広報・支援活動を行う。

8 平成25年度に向けた基本事業の課題・方向性